日本標準産業分類のうち、次に掲げる業種とします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 大　分　類 | | 対象業種（中分類又は小分類） | |
| Ｂ | 漁業 | 全業種 | |
| Ｄ | 建設業 | 全業種 | |
| Ｅ | 製造業 | 全業種 | ※ただし、騒音・振動等により地区の環境の悪化をもたらすおそれのある工場は除く |
| Ｆ | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 全業種 |  |
| Ｇ | 情報通信業 | 全業種 | |
| Ｈ | 運輸、郵便業 | (43)道路旅客運送業　(44)道路貨物運送業　(48)運輸に付帯する サービス業【(485）運輸施設提供業を除く】 | |
| Ｉ | 卸売、小売業 | (50)各種商品卸売業 (51)繊維・衣服等卸売業 (52)飲食料品卸売 業 (53)建築材料、鉱物、金属材料等卸売業【（536）再生資源卸売業を除く】 (54)機械器具卸売業 (55)その他の卸売業 | |
| Ｑ | 複合サービス業 | (87)協同組合（他に分類されないもの） | |
| Ｒ | サービス業（他に分類されないもの） | (89)自動車整備業 (90)機械等修理業 | |